

「大垣市中小企業ががんばれ応援事業補助金」

募集要領

新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化している市内の中小企業者の経費を軽減し、事業の継続を支援するため、市独自の経済対策を実施します。

※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」「密接」を防ぐため、申請書類は郵便で提出してください。

大垣市経済部商工観光課

1 対象者

次の条件をすべて満たす中小企業等が対象となります。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人事業主(市内に住所を有している者に限る)で、中小企業基本法上の中小企業であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降の売上が最も減少した月の売上が、次のア・イ①・イ②のいずれかに該当すること。
ア 前年同月比で30%以上減少していること。
イ 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合は、次の①または②と比較し、30%以上減少していること。
 - ① 過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上
 - ② 令和元年10月から12月までの平均売上
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 大垣市暴力団排除条例に規定する暴力団および暴力団員でないこと。

2 補助率及び補助金の限度額

補助対象経費の2分の1の額とし、30万円を上限とします（1事業者あたり1回限り）。

3 対象となる事業等

経営維持、設備投資、販路開拓につながる事業で、国・県等の補助金の交付を受けていない、または申請を行っていない事業で、本補助金交付決定後に発注、購入、契約等を行い、かつ令和2年度内に支払いを終えるものが対象。

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する事業

- ① テレワークの実施に係る機器、ソフトウェア等の導入に要する経費
- ② パーテーションや仕切り板等の購入に要する経費

(2) 経営再建に関する事業

- ① コンサルティングに要する経費
- ② 事業用資産（設備、建物、土地等）の売却に要する経費

(3) 商品開発に関する事業

- ① 新たな商品や製品、サービスの開発に要する経費
- ② 新たな商品や製品、サービスの生産、販売に必要な設備導入に要する経費

(4) 売上向上や販路開拓に関する事業

- ① インターネット等を活用した新たな販路開拓に要する経費
- ② インターネット販売の追加、強化に要する経費

(5) 固定経費削減に関する事業

- ① 作業効率を大幅に向上させる機器等の導入に要する経費
- ② 省エネ効果のある機器等への更新に要する経費

(6) 人材育成・確保に関する事業

- ① 従業員のスキルアップのための研修に要する経費
- ② eラーニング等を活用した研修に要する経費
- ③ 就職、転職情報サイトへの掲載に要する経費

(7) 働き方改革・職場環境改善に関する事業

- ① サテライトオフィス（試験導入も含む）の導入に要する経費
- ② 働き方改革、生産性向上等のコンサルティングに要する経費

(8) 広告・宣伝に関する事業

- ① 新型コロナウイルス感染症対策のPRに要する経費
- ② ホームページの開設、充実強化に要する経費
- ③ 新聞、雑誌、インターネット等への広告に要する経費
- ④ チラシ、DM等の作成、発送に要する経費

4 対象とならない経費等

以下の経費は、補助対象となりません。

- (1) 補助金交付決定日より前に発注、購入、契約等をしたもの
- (2) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- (3) 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- (4) 茶菓、飲食、接待の費用
- (5) 不動産の購入費、自動車等車両の修理費・車検費用
- (6) 役員報酬、人件費
- (7) 金融機関などへの振込手数料
- (8) 公租公課
- (9) 各種保険料
- (10) 借入金などの支払利息および遅延損害金

5 必要書類

- (1) 中小企業がんばれ応援事業補助金交付申請書（第1号様式）
 - (2) 事業計画書（別紙1）及び収支予算書兼補助対象経費積算明細書（別紙2）
（経費積算根拠を確認できる見積書等を添付してください）
 - (3) 市内に事業所を有する法人又は個人事業主（市内に住所を有している者に限る）であることが分かる書類（法人事業概況説明書の控え、履歴事項全部証明書、直近の所得税確定申告書の控え等の写し）
 - (4) 30%以上の売上減少が分かる次のア～エのいずれかの書類
 - ア 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書（第2号様式）
- ※ アの書類を用いる場合は、30%以上の売上減少が比較できる次のいずれかの台

帳等の写しを添付してください。

- ① 令和2年1月以降、最も売上が減少した月の売上と前年同月の売上の比較
- ② 業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、令和2年1月以降、最も売上が減少した月の売上と次のいずれか平均

売上の比較

- 1) 過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上
- 2) 令和元年10月から12月までの平均売上

イ 持続化給付金給付通知書の写し

ウ セーフティネット保証4号又は5号認定申請書の写し

エ 危機関連保証認定申請書の写し

(5) 市税の完納証明書

(6) 大垣市中小企業ががんばれ応援事業補助金からの暴力団排除に関する確約書（第3号様式）

※申請書の様式は、大垣市のホームページからダウンロードしてください。

6 申請期間

令和2年5月13日（水）～令和3年2月26日（金） ※当日消印有効

7 申請方法

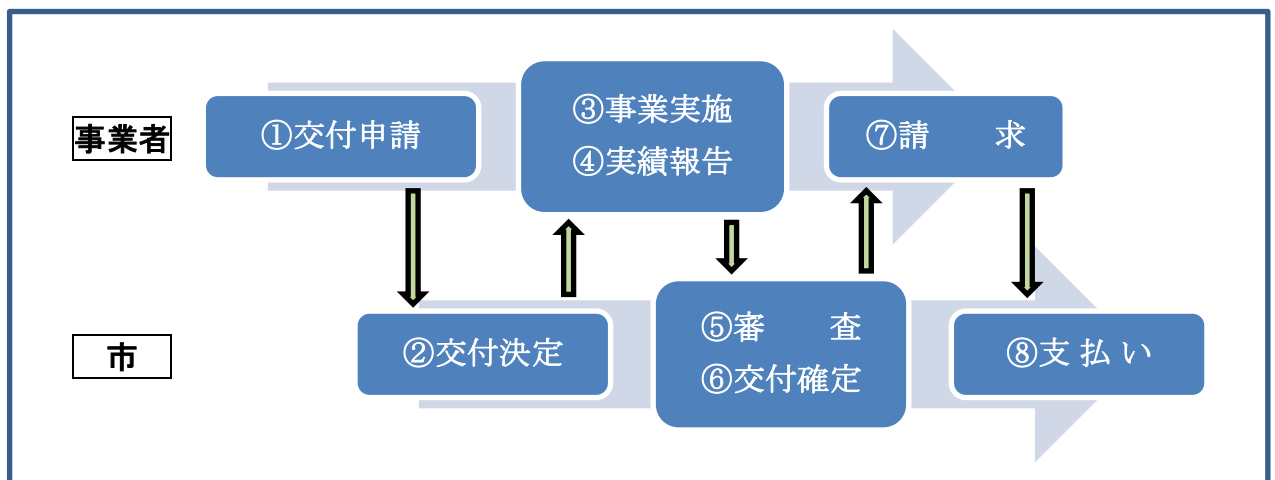
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送により次の宛先へ提出してください。

宛先：〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市経済部商工観光課

8 補助金交付の流れ

交付申請から補助金支払いまでの流れは、下図①～⑧のとおりです。



9 補助事業者の義務（交付決定後）

補助事業を実施する際には、以下のことに注意してください。

- (1) 補助事業の内容を変更、廃止、中止する場合は、事前に承認が必要です。
- (2) 経理等の証拠書類は整理し、終了後5年間保存する必要があります。

10 実績報告

完了後30日以内、または令和3年3月31日（火）のいずれか早い日までに実績報告書及び下記の添付書類を提出していただきます。

- (1) 大垣市中小企業がんばれ応援事業補助金実績報告書（第7号様式）
- (2) 事業実施報告書（別紙1）
- (3) 収支決算書兼補助対象経費収支明細書（別紙2）
- (4) 請求書
- (5) 領収書
- (6) 写真等

※領収書が無い場合は振込や送金を確認できる資料でも結構です。

11 補助金の支払いについて

補助金の支払いは、原則、補助事業終了後の精算払いとなります。

12 問い合わせ

大垣市経済部商工観光課

TEL 0584-47-8596

※当補助金に係る取扱いについて、大垣市補助金等交付規則及び中小企業がんばれ応援事業補助金交付要綱に定めるほかは、本「申請要領」によりますので、ご注意ください。